

海外経済要録

米州諸国

◇米国、「第2段階」におけるインフレ抑制措置を発表

ニクソン大統領は10月7日、現行賃金・物価凍結措置解除後(いわゆる「第2段階(Phase II)」)、11月14日以降のインフレ抑制措置の概要を発表した。その骨子は以下のとおり。

- (1) インフレ抑制の中間目標(interim goal)として、明年末の物価上昇率を年率2~3%(現在の半分程度)にまで引き下げる。
- (2) このため、現行生計費審議会(9月号「要録」参照)の下に賃金委員会(Pay Board、労・使・公共3者の代表各5名で構成)、物価委員会(Price Commission、公共代表7名で構成)、金利配当委員会(Committee on Interest and Dividends、バーンズ連邦準備制度理事会議長を委員長とし、財務、商務、住宅・地域開発各長官、連邦住宅貸付銀行理事会、連邦預金保険会社各議長で構成)等の諸機関を設置する。
- (3) 賃金、物価両委員会は、(1)に掲げた目標達成に資する賃金・物価上昇率の基準(standards)を設ける(現行凍結措置と同様に未加工農産物価格は適用外)。両委員会は個々の賃上げ、値上げのケースの裁定を行なうが、原則として上記基準をこえるものは認めない(両委員会の裁定は法的拘束力を有し、違反者には罰金が課せられる)。その際、規制の対象となる経済主体(企業、労組等)を3分野に分け、経済全体に対する影響が最も大きい分野に対しては賃上げ、値上げに関する事前報告、これに準ずる分野に対しては事後報告の義務を課する。残りの分野については適宜調査を行なう。生計費審議会は個々のケースに関して両委員会の決定に介入することはないが、本計画が全体として上記目標達成に寄与しているか否かを判断し、必要な場合はその手直し等を大統領に進言することができる。
- (4) 金利配当委員会は、現行凍結措置では対象外となっている金利・配当につき、それぞれの関係者が自主規制を行なうのを監視する(必要な場合は強制力を行使することができる)。なお、企業利潤についても、本計画遂行の結果として望外の利潤(windfall profit)が生じているとみられる場合には、物価委員会が当該企業に価格引下げを命ずることができる。
- (5) 本計画の実施にあたり、広報活動、監視、苦情調査

等のために既存の国税庁(Internal Revenue Service)を母体としてサービス・苦情処理機関(Service and Compliance Administration)を設置する。

- (6) 上記計画を遂行するため、議会に対して、①1970年経済安定法の期限延長(1年間、72年4月末→73年4月末)、②大統領に対する金利・配当規制権限の付与(経済安定法の改正)、③臨時緊急控訴裁判所(Temporary Emergency Court of Appeals)の設置、などの立法措置を要請する。

なお、ニクソン大統領は10月22日、上記方針に従って賃金、物価両委員会の委員を任命、物価委員会(委員長 ボルト・ワシントン州連邦地方裁判所判事)は26日、賃金委員会(委員長 グレイソン南メソジスト大学経営学部長)は27日に初会合を開催している。一方、金利配当委員会は11月2日、配当に関する自主規制のガイドライン(69~71会計年度中任意の年に比べ4%増以下)を発表した。

◇米国、西海岸等の港湾ストにタフト・ハートレー法を発動

ニクソン大統領は10月4日、タフト・ハートレー法(1947年労使関係法)に基づき、難航中の港湾労使交渉に関する実情調査委員会(委員5人、委員長J.K. マン・スタンフォード大学教授)を設置、その報告をまって翌々6日、司法長官を通じ関係連邦地裁に対しILWU(国際沖仲仕倉庫労組)翼下の西海岸全域(7月1日からスト中)およびILA(国際港湾労組)翼下のシカゴ地区(9月1日からスト中)における港湾スト中止命令を発動するよう要請、これを受けて関係地裁は同日ただちに同命令を発動した。これにより最長80日間(注)にわたりストまたはロック・アウトが中止され、この期間内に労使間で調整が行なわれることとなったが、ニクソン政権が労使紛争解決のためタフト・ハートレー法を発動したのは今回がはじめてである。

(注) タフト・ハートレー法第209、210条によれば、関係地裁のスト中止命令発動後60日(この期間中に交渉が妥結しなかった場合)に使用者側が解決のための最終提案を上記実情調査委員会を通じて大統領に報告、この提案につきその後15日以内に組合員の無記名投票により採決して、その結果を全国労働関係委員会(National Labor Relations Board)がその後5日以内に司法長官あて通告する。上記通告の日もしくは交渉妥結日のいずれか早いほうの日において司法長官が関係地裁あてにききの中止命令撤回を要請、これが採択と同時に命令が撤回されることとなる。

今次措置の背景としては、10月1日以降ILA翼下の東海岸およびメキシコ湾全域の港湾労組がストに突入、港湾ストはすでにスト中の西海岸全域と合わせ全米的規模にまで広がるに至ったため、大統領はこれがタフト・ハートレー法第206条に定める「全国非常事態」に該当

すると判断、同法に基づきスト中止命令の発動に踏み切ったものである。なお、東海岸、メキシコ湾についてはスト開始後日も浅く、交渉の余地もあるとみられるうえ、もしこれに対しても発動した場合には、80日間の冷却期間後に再びストに突入すれば全港湾がいっせいに閉鎖される事態も予想されるため、これを避ける意味合いからも今回発動を見送ったとみられている。

◇カナダ、公定歩合を引下げ

カナダ銀行は10月22日、公定歩合を5.25%から4.75%に引き下げ、25日から実施する旨発表した。この結果、同行公定歩合は1967年9月以来の最低となった。

今次措置の背景としては、国内面では失業率が7.1%（9月）の高水準に達するなど景気回復が思わしくなく、加えて米国の輸入課徴金賦課に伴い一っその停滞が懸念される一方、対外的には米国の短期金利低下（とくに10月20日のプライム・レート引下げ）を映じてカナダ・ドル相場が急騰、これを放置すれば対米ドル par の水準をこえ、投機資金が大量に流入するおそれもあるという情勢となっていた。

欧 州 諸 国

◇英国、為替管理を強化

英蘭銀行は10月6日、公認為替銀行に対し為替管理上の通ちょうを発出し、8月末に実施した非居住者によるポンド建証券投資制限措置（9月号「要録」参照）の対象となる証券の範囲を次のように拡大し、外資流入の一っその抑制を図ることとした。

- (1) ポンド建CD、政府短期証券、国債、政府保証債および地方公共団体債に関する満期日による区別を廃止して長期債も制限対象とする（従来は、1976年10月1日前に満期の到来するものに限られていた）。
- (2) ポンド建銀行引受け手形、同商業手形および同約束手形を新たに規制対象として追加。

◇英国、住宅金融組合協会、抵当貸付金および出資配当金の勧告金利引下げを発表

英国の住宅金融組合協会は10月8日、11月1日から新規抵当貸付金利を8.5%から8.0%に（既存抵当貸付残高については明年1月1日から）、また出資配当金利については明年1月1日から現行5.0%を4.75%に、それぞれ引き下げるよう加盟組合に対し勧告した。これに対し、主要組合10社（抵当貸付総額に占めるシェアは約60%）は、同勧告を受諾したが、その他の中小組合では、現状でも

収益率が低いことを理由に金利は据置きとした模様である。

なお、抵当貸付金利は、1962年2月の公定歩合引上げ（7.0→8.0%）以降今回引下げまで据え置かれていたもので、さる9月2日の公定歩合引下げ（6.0→5.0%）を機に、その引下げ要求が一段と強まっていた。

◇英国、Barclays 銀行、基準金利を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行中の最大手 Barclays 銀行は、10月14日、英蘭銀行の新金融調節方式移行に伴いさる10月1日に定めた基準金利（base rate、10月号「要録」参照）を0.5%引き下げて4.5%とし、15日から実施する旨発表した。これに伴い、預金金利（7日通知物）は基準金利を2%下回る2.5%、貸出金利（一流企業向け）は基準金利を1%上回る5.5%（ともに0.5%引下げ）となるが、Savings account（従来4.5%）および1口25千ポンド以上の大口預金の特例扱いは従来と変わらない。

同行によれば、上記措置は、最近の貸出伸び悩みを映じ余資水準がきわめて高いので、この際貸出金利を引き下げることにより積極的に需資を喚起するのがねらいであるとしている。

◇英国、長期国債を発行

英国大蔵省は10月15日、長期国債の発行を発表した。この国債は9月に発行された長期国債（10月号「要録」参照）の英蘭銀行発行部手持ち分が払底したため、この補充の目的で発行されたものである。発行要項は次のとおり。

| | |
|--------|------------|
| 発行日 | 10月20日 |
| 発行額 | 6億ポンド |
| 償還期限 | 2006年10月5日 |
| 表面金利 | 8.0% |
| 発行価格 | 95ポンド |
| 応募者利回り | 8.45% |

◇英国議会、欧州3共同体加盟提案を可決

英国議会は10月28日、上院および下院において、「これまで合意された交渉条件に基づき欧州3共同体に加盟するという政府の原則的決定を承認する動議」を可決した。これにより、英国政府は、明年以降約70に及ぶ関係国内法の改正・立法措置およびローマ条約の批准を経たうえで、73年1月には正式にEECに加盟する運びとなった。表決結果は次のとおり。

| | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|----|------|-----|------|
| 上院 | 451票 | 58票 | n.a. |

| | | | |
|--------|------|------|-----|
| 下院 | 356票 | 244票 | 22票 |
| うち 保守党 | 282 | 39 | 2 |
| 労働党 | 69 | 199 | 19 |
| 自由党 | 5 | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 5 | 1 |

(注) 下院の総議席数630との差8の内訳は、議決権のない議長団3名(保守党)および欠席5名(保守党3名、労働党2名)。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行等、輸出関係金利を引下げ

1. 英蘭銀行は10月29日、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行が、中・長期輸出金融(ただし船舶輸出にかかる分は除く)に適用している金利を、11月1日以降0.5%引き下げて6.5%とすることに同意した旨、次のとおり発表した。

- (1) ECGD(輸出信用保証局)の無条件保証付き中・長期輸出金融(2年以上、ただし船舶輸出にかかる分は除く)に適用されている固定金利(従来7%)を6.5%に引き下げる。新金利は10月31日以降の新規契約に適用される。
- (2) ECGD保証付きの短期輸出金融(2年未満)に適用される固定金利は従来どおり(公定歩合の0.5%高、ただし最低利率は4.5%)。
- (3) 船舶輸出金融および造船業向け貸出(通産省の保証付き)に適用される固定金利は従来どおり(7%)。

2. 本措置の背景は次のとおり。

- (1) 中・長期輸出金融に適用されている固定金利は昨年10月5.5%から7%に引き上げられた(45年10月号「要録」参照)が、その後内外金利が反落をみていることから、輸出業者からの本件金利引下げ要請が強まっていたこと。
- (2) 今回の利下げから船舶輸出金融および造船業向け貸出分が除かれた理由につきシティ筋では、OECD諸国に対する配慮のほか、近年の造船業界の業況不ぞえを背景とした銀行、業者間の力関係を反映したものとする向きが多いこと。

なお、本件実施に伴い、英蘭銀行の中・長期輸出関係リファイナンス金利も同じく0.5%引き下げられ6.5%になった。

◇西ドイツ、7.75%利付連邦鉄道債を発行

西ドイツの連邦鉄道(Bundesbahn)は10月20日、7.75%利付長期債(総額330百万マルク)を発行した。一流債の表面金利は本年1月に2度にわたり各0.5%引き下げられ7.5%の水準にあったが、4月以降市場は供給過剰感等から再び軟弱地合いとなった。このため6月にはい

り国債発行の手控え等起債調整が強化され市場の需給改善が図られた結果、9月7日に久方ぶりに連邦郵便債が表面金利8%で発行された。今回一流債の表面金利が0.25%引き下げられたのは、上記連邦郵便債が順調に消化されたほか金融緩和期待もあって起債環境がさらに好転したためである。もっとも、0.25%の小刻み調整は、62年4月(5.75%利付連邦鉄道債)以来約9年半ぶりのことであり、当局の債券市場に対する慎重な見方を反映したものとみられている。

発行要項は次のとおり(カッコ内は9月7日発行の8%利付連邦郵便債)。

| | | |
|--------|----------|------------|
| 発行額 | 330百万マルク | (350百万マルク) |
| 表面金利 | 7.75% | (8.0%) |
| 期間 | 11年 | (10年) |
| 発行価格 | 98¾% | (98½%) |
| 応募者利回り | 7.92% | (8.23%) |

◇西ドイツ、連邦郵便中期債を発行

ブンデスバンクは10月6日、金利7.5%および8%の利付連邦郵便中期債(Kassenobligationen der deutschen Bundespost)総額300百万マルクを入札公募方式で発行した。

期間別発行額および入札レートは次のとおり。

| 期間 | 発行額 百万マルク | 表面 金利 % | 入札レート (応募者 利回り) % | ブンデス バンクが 提示した 最低価格 (同利 回り) | |
|----|--------------|---------------|----------------------------|--|--------|
| | | | | % | % |
| 3年 | 90 | 7.5 | 8.07 | 98¾% | (8.12) |
| 〃 | 80 | 8.0 | 8.05 | 99¾% | (8.10) |
| 4年 | 40 | 7.5 | 8.10 | 97¾% | (8.14) |
| 〃 | 90 | 8.0 | 8.08 | 99% | (8.11) |

◇西ドイツ、公定歩合の引下げ等金融緩和措置を実施

1. ブンデスバンクは10月13日の定例理事会において、次のとおり公定歩合の引下げ等金融緩和措置を決定した。

- (1) 公定割引歩合を5.0%から4.5%に、債券担保貸付金利(ロンバード・レート)を6.5%から5.5%にそれぞれ引き下げ、翌14日から実施する。
- (2) 国内債務に対する最低準備率を一律10%引き下げ、11月1日以降実施する(対外債務に対する準備率は据置き。新準備率は別表参照)。

2. 本措置に関するブンデスバンクの発表文要旨次のとおり。

「今回の金融緩和措置は、最近国内経済面において顕著となってきた鎮静化傾向と現在の対外経済情勢を顧慮し

て決定したものである。なお、準備率引下げにより11月以降準備預金から解除される資金量は約30億マルクと見込まれる。

西ドイツの最低準備率(1971. 11. 1以降)

(単位・%)

| 金融機関の規模 | 当座性債務 | | 定期性債務 | 貯蓄預金 | |
|-----------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | I | II | | I | II |
| (1) 対象債務 10億マルク以上 | 14.3 (15.85) 〔 31.7〕 | 11.0 (12.2) 〔 24.4〕 | 9.9 (11.0) 〔 22.0〕 | 7.3 (8.1) 〔 16.2〕 | 6.1 (6.75) 〔 13.5〕 |
| (2) 同1億マルク以上、10億マルク未満 | 13.2 (14.65) 〔 29.3〕 | 9.9 (11.0) 〔 22.0〕 | 8.8 (9.75) 〔 19.5〕 | | |
| (3) 同1千万マルク以上、1億マルク未満 | 12.1 (13.4) 〔 26.8〕 | 8.8 (9.75) 〔 19.5〕 | 7.7 (8.55) 〔 17.1〕 | | |
| (4) 同1千万マルク未満 | 11.0 (12.2) 〔 24.4〕 | 7.7 (8.55) 〔 17.1〕 | 6.6 (7.3) 〔 14.6〕 | | |

1. カッコ内は対国内債務適用の旧準備率、〔 〕内は現行の対外債務適用準備率。

2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模による。

3. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。

I……………ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関

II……………その他の地域の金融機関

4. 対外債務に対しては、70年10月16日～11月15日の1ヵ月間の平均をこえる部分に対し、30%の追加準備が課される。

◇西ドイツ、5大経済研究所、共同景気見通しを発表

西ドイツの民間5大経済研究所(注)は10月25日、要旨次のとおり72年の西ドイツ経済に関する見通しと政策提言を発表した。

1. 1972年の西ドイツ経済見通し

(1) 見通しの前提

景気政策、企業の方針、賃金動向、通貨問題等不確定要素が多く先行き見通しはきわめて困難であるが、72年の経済見通しの前提として次の3点を設定する。

- イ. マルクの現行実質切上げ率(対米ドル 約10%、対全通貨 6～8%)が持続する。
- ロ. 景気政策のための積立て財源(景気調整準備金 36億マルク、景気付加税 58億マルク)の取りくずしは72年中に実施されない。
- ハ. 国内の金利水準は低下をたどる。

(2) 見通し

72年はマルク・フロートの影響浸透による投資意欲

の減退(機械設備投資は名目で5%、実質で7%減少)、欧州主要国の景気鈍化に伴う輸出の停滞に加え、財政支出・個人消費の伸びも鈍化し、景気後退色が強まる(実質成長率1%)。一方、これを映じて賃金コストの上昇圧力は若干減退し、生産者物価の騰勢もやや鈍化しようが、消費者物価の騰勢は容易におさまらない(生計費指数は年平均4.5%上昇)と思われる。

2. 政策提言

(1) 今後の景気政策のかじ取りはむずかしいが、当面の政策としては、現在のマルクの実質切上げ幅が過大であることにかんがみ、金融政策を含めたりセッション回避の政策を重視すべきである(エッセン研究所のみは物価の安定を重視すべしとして早急な拡大策には反対)。このため景気調整準備金の取りくずし、景気付加税の早期払いもどしが必要である。一方、こうした国内景気の拡大策がマルクの対米ドル相場の著しい下落を招くような場合には、ブンデスバンクはドル売りを行なって相場の安定を図ればよい。

(2) 国際通貨問題の解決については、中央銀行の介入に関しある基準を設けたうえでの各国通貨の恒久的フロートが最善の策であるが、政治的な理由から固定平価への復帰が行なわれる場合には、E E C内部も含めて少なくとも変動幅の大幅拡大と平価の弾力的変更のための基準の設定が必要である(ベルリン研究所のみは、E E C内部では従来どおりの固定平価制度への即刻復帰が必要と主張)。

(注) 民間5大経済研究所

Deutsche-Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut-Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

◇西ドイツ、現金預託制度に関する政府原案を閣議決定

1. 西ドイツ政府は10月13日、現金預託制度(Bardepot-System)に関する政府原案を閣議決定した。本制度は7月21日にその大綱が閣議承認され(8月号「要録」参照)、その後関係官庁および産業・金融界の間で意見調整が行なわれていたものであり、政府原案は開会中の連邦議会に提出される見通しである。なお、本制度の根拠は特別法の制定に求めず、対外経済法第6条(注)に新たに第6条aを追加挿入する形をとっている。

(注) 対外経済法は1961年9月1日施行。同法第6条では海外との諸取引行為が西ドイツ経済の円滑な運営を阻害するおそれが生じた場合、これを予防するため政府が取引制限を行なうことができる旨規定。

2. 第6条aの内容は概略次のとおり。

(1) 金融および景気政策の効果が外資流入によって阻害され、この結果国内経済の均衡が危険にさらされると認められる場合、ブンデスバンクは、居住者の非居住者からの借入れまたはその他の信用(注)から生じた対非居住者債務に対し、政令の定めるところにより、当該債務の一定比率に相当する金額を、一定期間無利子で同行の勘定に凍結する旨規定することができる(預託義務)。

(注) ここにいう信用とは、経済的に信用取引とみなされるすべての法律行為ならびに取引をさす。また国内にある外国企業の支店、営業所は、預託義務に関し国内企業およびその支店、営業所と同様に取り扱われる。

(2) 上記(1)という債務には、ブンデスバンクの最低準備制度の対象債務を含まない(注)。

(注) 銀行による4年超の海外借入れ(準備預金の対象外)も本制度の対象になるものと観測されている。

(3) 居住者、非居住者間の財・サービス取引(海外経常取引)に直接関連する債務については、政令によって預託義務を免除する。またその他の債務についても、(1)という目的がそなわれないかぎり、政令により預託義務を免除することができる。

(4) 上記(1)という比率(預託率)は、政令によりこれを定める。ただし、預託率は50%をこえることができない。

(5) 預託義務者は預託義務が存続するかぎり、ブンデスバンクに対し積立て額の返還を要求することができない。

◇フランス、公定歩合を引下げ

フランス銀行は10月28日、公定歩合を0.25%引き下げた6.5%とすることを決定、即日実施した。今次措置は、内外の金利低下傾向に追随したものであるが、他面、国内のインフレ傾向にかんがみ下げ幅は小幅にとどめられたと説明されている。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

| | |
|------------|--------------|
| ・基準割引歩合 | 6.5% (6.75%) |
| 証券担保貸付 | 8.0% (8.25%) |
| 輸出関係手形(中期) | |
| E E C 諸国向け | 6.5% (6.75%) |
| その他向け | 4.5% (4.5%) |
| 大蔵省証券買入れ利率 | 4.0% (4.0%) |

◇フランス、外国証券市場を廃止

フランス大蔵省は、10月20日付けで外国証券市場(marché de la devise-titre)(注)の廃止を決定、今後居住

者が、外国の証券市場においてフランス証券または外国証券を購入する場合、それに要する外貨を、フランス銀行の事前認可なしに金融取引市場において調達しようとした。本措置は、現在三重相場となっている為替相場制度(9月号「要録」参照)をできるだけ簡素化するとの方針のもとに採られたものであり、また最近外国証券市場における米ドル相場が弱含みになっている事情も考慮したものといわれる。なお、上記フランス証券もしくは外国証券購入の要領は次のとおり。

(1) 証券の購入は公認外国為替銀行を通じて行なう。

(2) 購入証券は外国で公認外国為替銀行の在外支店で保管することができる。

(3) 購入証券を外国で売却した場合、売却代金は1ヵ月以内に、当該国での他の証券購入代金に充当するかまたはフランスに送金し金融取引市場で換金するかしなければならない。

(4) 購入証券はまた、公認外国為替銀行を通じてフランスに輸入し、パリ市場で売却することができる。ただし、当該証券がパリ市場に上場されていない外国証券の場合には、当該外国為替銀行がフランス国内に保管するものとする。

(注) 外国証券取引市場とは、居住者が外国の証券市場で証券を購入するうえで必要な外貨を調達するための特別な為替市場で、68年11月の為替管理復活の際設けられた。この市場への外貨供給は、主として市場設立以前の段階で居住者が所持していた外貨および外国証券の売却代り外貨に限られていた。

◇フランス、ユーロ・フラン債の起債を一時停止

フランス大蔵省はこのほど、ユーロ・フラン債の発行を当分の間許可しない方針を決定した模様(注)。これは非居住者の応募に必要なフランス・フランの調達に伴い、金融取引市場におけるフランの実勢相場に上昇圧力がかかるのを回避しようとする趣旨によるものとみられている。なお、このところユーロ・フラン債の発行は、フランス・フランの先高見越しやフラン金利の相対的低位を背景に、7月の Eurofima 債(50百万フラン)、8月号「要録」参照)をはじめ、Ugine Kuhlmann 債(50百万フラン)、L'Air Liquide 債(60百万フラン)とあいついで行なわれた。

(注) ユーロ・フラン債とは、フランスで発行されるフランス・フラン建の債券で、引受けシンジケートにフランス以外の欧州各国の金融機関が加わっているものをいう。フランス大蔵省は3百万フラン以上のユーロ・フラン債の発行については要許可としている。

◇イタリア、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は10月13日、公定歩合を0.5%(5.0→4.5%)、貸付利子歩合を1%(5.0→4.0%)それぞれ引き下

げ、14日から実施する旨発表した。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割 引

| | | |
|--------------|----------------------|---------------|
| 商業手形 | 4.5%または 6.0% (注1) | (5.0%または6.5%) |
| 食糧備蓄 機関手形 | 3.5% | (3.5%) |

(2) 貸 付

| | | |
|----------------|------------------|------------|
| 通常貸付 | 4.0% | (5.0%) |
| 債券担保特 別短期貸付 | (注2) 4.0~5.5% | (5.0~6.5%) |

(注1) 当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)の商業手形再割引額の平均残高が、支払準備額立て所要額の5%をこえる銀行に対しては基準レート(4.5%)比1.5%高の高率を適用。

(注2) 同一取引先に対する6ヵ月以内の貸付ひん度に応じ、第1回目については基準レート(4%)を適用、第2、第3および第4回目以降については0.5%ずつの累進的罰則金利を課す。

2. イタリア経済は、社会労働情勢の不安定を背景とする慢性的な生産の低迷に加え、企業の投資意欲の沈滞、さらには家計消費の慎重化等需要面でも問題を生ずるに至り、リセッションの様相を深めている。このような情勢から、イタリア経済の立て直しのためには、投資の促進と生産の回復が緊急の課題であり、政府もすでにさる7月、設備投資意欲および能力の減退がとくに著しい中小企業等に対し、財政援助を中心とする一連の緊急措置を実施したほか、財政支出面で公共投資の推進に力を入れてきた。今次措置は、これら政府の施策に歩調を合わせるとともに、米国の輸入課徴金賦課(イタリアの対米輸出比率は10%)によってさらに沈滞の度を深めようとしている企業マインドを下ざさえるため、金融面からも企業投資を促進することをねらいとしたものといえる。イタリア銀行の信用供与残高に占めるウェイトが高く(注3)、引下げ効果がより大きいとみられる貸付関係金利の引下げ幅を割引金利のそれよりも大きくしたのも以上のような状況を反映したものと見えよう。

(注3) イタリア銀行貸出の構成

| | 8月末残高 | 構成比 |
|------------|--------|-------|
| 商業手形割引 | 242億リラ | 1.7% |
| 食糧備蓄機関手形割引 | 9,743 | 69.4 |
| 貸付 | 4,053 | 28.9 |
| 合 計 | 14,038 | 100.0 |

◇ベルギー、消費者信用規制を緩和

ベルギー政府は、消費者信用規制を緩和し11月1日から実施した。緩和措置の内容は別表のとおり(カッコ内は旧規制)。

上記緩和措置について、ベルギー国民銀行では、本年年初の付加価値税の導入に伴う物価面への影響がほぼ一巡したので、信用規制の基準を69年の規制強化措置(44年7月号「要録」参照)以前の水準にもどすのが適当で

| 対象品目 | 頭金比率 | 信用最長期間 |
|----------|----------|----------------|
| 自動車(新車) | 25%(35%) | 36ヵ月(24ヵ月) |
| 〃 (中古) | 25%(30%) | 18~24%(16~18%) |
| 家庭用電器 | 20%(25%) | 24ヵ月(20ヵ月) |
| モーター・バイク | 20%(25%) | 18ヵ月(16ヵ月) |

あると判断して行なったものであり、今回とくに消費を刺激する必要があつて採られた措置ではない」と説明している。

◇デンマーク、輸入課徴金を実施

1. デンマーク政府は10月21日、国際収支改善のための臨時措置として輸入課徴金を実施した。

措置の内容は次のとおり。

(1) 適用時期および税率

10月21日以降72年5月末まで、下記輸入品目に対し、10%の輸入課徴金を賦課する。ただし、課徴金率は72年6月から12月末まで7%、73年1月から3月末まで4%と通減、同年4月以降撤廃する。

(2) 適用品目

原則として石油等の原材料、一部食料品を除く全品目(同国の輸入額の約3分の2)を対象とする。なお、21日現在同国向け船積み終了後の商品については適用除外。

2. 同国は経常収支悪化を主因に、対外ポジションが大幅に悪化(注)してきたが、これに対し政府としては、平価切下げは67年当時の経験にかんがみ極力回避し、長期の外貨借入れによって当面の赤字をカバーしながら、財政面等からの引締めによって収支の改善を図ってこようとしていた。しかし、引締め効果の実現までには時間を要するうえに、今次通貨危機で長期外貨借入れがきわめて困難となったため、あえて輸入課徴金実施に踏み切ることとなったものである。

(注) 70年の経常収支は約40億クローネの赤字を記録、本年も現状のまま推移すれば同規模の赤字が予想される一方、対外債務残高はすでに約200億クローネ近く(うち約70億クローネ強が短期債務)に達しており、これに対して外貨準備は約30億クローネにすぎない。

なお、同国の主要輸入先は次のとおり。

総輸入額(70年中)に占める主要国別構成比

| | |
|--------|-----|
| 西ドイツ | 19% |
| スウェーデン | 16% |
| 英 国 | 14% |
| 米 国 | 7% |

デンマークの主要経済指標

| | 1969年 | 1970年 | | 1971年 | | | 7月 | 8月 |
|---------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | | | |
| 鉄工業生産 (1963年=100) | 144 (+ 10.8) | 148 (+ 2.8) | 148 (+ 3.5) | 160 (+ 2.6) | | | | |
| 小売売上高* (1963年=100) | 171 (+ 9.6) | 191 (+ 11.7) | 192 (+ 11.0) | 196 (+ 8.9) | 198 (+ 7.0) | 203 (+ 6.3) | 201 (+ 3.1) | |
| 失業者数* (千人、カッコ内は 前年実数) | 31.2 (38.7) | 23.9 (31.2) | 26.3 (29.7) | 21.8 (29.2) | 19.4 (24.4) | 31.3 (24.3) | 35.0 (26.0) | 35.7 (25.2) |
| 賃金 (1963年=100) | 185 (+ 11.4) | 205 (+ 10.8) | 207 (+ 11.3) | 219 (+ 12.9) | 220 (+ 14.6) | | | |
| 消費者物価 (1963年=100) | 143 (+ 4.4) | 151 (+ 5.6) | 153 (+ 7.7) | 155 (+ 6.9) | 156 (+ 6.1) | 159 (+ 6.7) | 160 (+ 4.6) | 161 (+ 5.2) |
| 卸売物価(国内品) (1963年=100) | 120 (+ 3.4) | 128 (+ 6.7) | 128 (+ 5.8) | 128 (+ 4.1) | 130 (+ 2.4) | 132 (+ 2.3) | 133 (+ 3.1) | |
| 卸売物価(輸入品) (1963年=100) | 113 (+ 2.7) | 124 (+ 9.7) | 125 (+ 10.6) | 127 (+ 9.5) | 128 (+ 5.8) | 129 (+ 4.9) | 128 (+ 2.4) | |
| 金融機関貸出 (十億クローネ・未残) | 42.97 (+ 15.0) | 45.86 (+ 6.7) | 44.80 (+ 6.8) | 45.86 (+ 6.7) | 46.98 (+ 7.9) | 47.28 (+ 5.8) | 46.77 (+ 6.6) | 46.39 (+ 5.5) |
| 輸出* (FOB) | 247 (+ 14.9) | 274 (+ 10.9) | 276 (+ 15.0) | 284 (+ 11.4) | 279 (+ 5.3) | 305 (+ 12.1) | 276 (+ 1.8) | |
| 輸入* (CIF) | 317 (+ 18.3) | 365 (+ 15.1) | 353 (+ 9.0) | 383 (+ 16.8) | 365 (+ 4.6) | 379 (+ 0.5) | 340 (+ 1.5) | |
| 貿易収支* (FOB-CIF) (カッコ内は 前年実数) | △ 70 (△ 53) | △ 91 (△ 70) | △ 77 (△ 85) | △ 99 (△ 73) | △ 85 (△ 84) | △ 74 (△ 104) | △ 63 (△ 63) | |
| 経常収支 (百万ドル、カッコ 内は前年実数) | △ 380 (△ 222) | △ 500 (△ 380) | △ 44 (△ 104) | △ 120 (△ 100) | △ 193 (△ 136) | △ 95 (△ 200) | | |
| 対外準備 (未残、百万ドル、カ ッコ内は前年実数) | 446 (449) | 484 (446) | 393 (315) | 484 (446) | 595 (449) | 424 (342) | 434 (324) | 423 (371) |

(注) *印は季節調整済み計数。

資料: OECD; Main Economic Indicators, IFS.

アジアおよび大洋州諸国

◇パキスタン、工業投資計画を発表

パキスタン政府は9月24日、第4次5ヵ年計画(70年7月~75年6月)における今後4年間の工業投資計画を発表した。本計画は、さる3月の東パキスタンの内乱に伴う国際収支危機に対処する見地から経済再建計画の一環として策定されたもので、産業の振興、輸入代替産業の育成を主眼に総額162億ルピー(約34億米ドル相当)の投資を予定している。本計画のおもな特色は次のとお

り。

- (1) 総額の85%に相当する138億ルピーを工場新設計画に充当し(15%は既存工場の投資分)、機械、電機、化学等の重化学工業の育成に努める。
- (2) 外資導入の促進を図るため、特定の45業種については、特許料、利潤の無制限送金、出資比率制限の緩和を認めるなど優遇措置を講ずる。
- (3) 本計画の対象となる工業投資については、産業信用投資会社、工業開発銀行の融資に対する政府の認可を要しないこととし、資金調達円滑化を期している。

◇イラン、公定歩合を引下げ

イラン中央銀行は10月20日、公定歩合を8.0%から7.0%に引き下げた。同国は68年度以来、第4次5ヵ年計画の推進により、実質10%前後の高度成長を続けている反面、国際収支の悪化や物価上昇を招来したため、68年11月、69年8月の2回にわたり公定歩合を引き上げる(5.0→7.0→8.0%)とともに、支払準備率、預金金利を引き上げるなど、引締めを強化してきた。

しかし、本年にはいり国際収支は、石油公示価格の引上げ(注)などに伴う石油収入の急増(71年度第1四半期、前年同期比+52%)を主因に黒字(同51百万ドル、前年同期赤字58百万ドル)に転じ、外貨準備も3億ドル台に回復したため、今回、国際金利水準に比べて高い公定歩合の引下げを実施したものである。

(注) さる2月に成立したテヘラン協定により、石油会社の操業所得に対する課税率を50%から55%に、また公示価格を2月(+20%強)、6月(+5%弱)の2回にわたり引き上げた。公示価格は今後も73、74、75年初に各約5%の引上げが予定されている。

◇ニュージーランド、賃金規制を実施

ニュージーランドはさる3月25日、インフレーションの激化に対処して賃金安定法(Stabilization of Remuneration Act、72年6月末までの時限立法)を制定、年間賃金上昇率を7%以内に規制することとし、次のような具体的措置を実施している。

- (1) 3月26日以後に成立した賃金取決めは、少なくとも12ヵ月間、ただし雇用期間が1年未満の場合はその期間中、変更できない。
- (2) 新規取決めにおいて、労使双方が7%超の基準賃金(71年初の賃金水準)の引上げに同意した場合は、賃金安定法に基づいて設立された賃金委員会にその旨を報告しなければならない(新賃金は21日間経過するまで

発効しない)。

- (3) 賃金委員会は、特別の事情がないかぎり、7%超の部分の削減ないし延期を指示する権限が付与されている。
- (4) さらに、賃金委員会は、同法に基づき6月末および12月末の消費者物価指数の年初来上昇率を基準とする生計費スライド賃金規制令(Cost of Living Order)を公布することが認められており、これにより、生計費の上昇幅が賃上げ幅を上回った場合には、その超過分について賃上げの追加が認められる。7月8日、同委員会は本年上半期の消費者物価上昇率を4.8%と認定し、それを下回った賃金引上げ企業に対して追加を認める旨を発表した。

共産圏諸国

◇ルーマニア、ガットに加盟

ガットは10月18日、ルーマニアの加盟申請を正式に承認する旨を発表した(加盟発効は11月14日、ガット加盟国は合計80ヵ国となる)。

ルーマニアのガット加盟は、共産圏の国としてはチェコスロバキア、ユーゴスラビア、ポーランドに次いで4番目である。同国のガット加盟に関する議定書によれば、締約国はルーマニアに対し最恵国待遇を与えるとともに、従来同国からの輸入に課していた量的規制を74年末までに撤廃することが義務づけられている。一方ルーマニアは、従来から関税制度を持っていないため、関税に関する取決めはとくに行なわれず、同国の新5ヵ年計画(71~75年)において定めた輸入の増加率よりも高い伸び率をもって、締約国からの輸入を増加させることを約束している。